

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2023年 1月1日
至 2023年 3月31日

ファーストアカウンティング株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期財務諸表	14
(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	15
第1 四半期累計期間	15
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年8月18日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	ファーストアカウンティング株式会社
【英訳名】	Fast Accounting Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 啓太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目6番15号
【電話番号】	03-6453-0970
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 津村 陽介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目6番15号
【電話番号】	03-6453-0970
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 津村 陽介

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期累計期間	第7期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年3月31日	自2022年1月1日 至2022年12月31日
売上高 (千円)	267,674	785,533
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	36,932	△77,502
四半期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	36,800	△78,032
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	60,000	60,000
発行済株式総数		
普通株式 (株)	3,000	3,000
A種優先株式 (株)	1,000	1,000
B種優先株式 (株)	546	546
C種優先株式 (株)	190	190
純資産額 (千円)	205,586	168,786
総資産額 (千円)	736,288	744,061
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	7.77	△16.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	27.5	22.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第8期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価として当社A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 当社は、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べて14,918千円減少し、642,772千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が18,716千円減少したことによるものであります。また、固定資産は、前事業年度末に比べて7,145千円増加し、93,516千円となりました。この主な要因は、ソフトウェアの自社開発に伴い無形固定資産が7,856千円増加したことによるものであります。この結果、資産合計は、前事業年度末に比べ7,773千円減少し、736,288千円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べて41,480千円減少し、502,586千円となりました。この主な要因は、業務委託の減少等に伴い未払金が25,651千円減少したことによるものであります。固定負債は、長期借入金が増加したことにより、前事業年度末に比べて3,093千円減少しました。この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて44,573千円減少し、530,701千円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて36,800千円増加して205,586千円となりました。これは、四半期純利益36,800千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。なお、当第1四半期会計期間末における自己資本比率は27.5%となり、前事業年度末に比べ、5.2ポイント増加しております。

(2) 経営成績の状況

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は267,674千円となりました。この主な要因は、導入社数が前事業年度末の83件から91件へ増加したこと、また当社の製品・サービスをOEM商品として販売する会計システムベンダーの会計帳票の読取枚数が好調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は、90,169千円となりました。この主な要因は、開発体制の強化のためエンジニアを積極的に登用したことに伴う人件費、業務委託費及び通信費であります。この結果、売上総利益は177,504千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は140,542千円となりました。この主な要因は、管理体制の強化や業容拡大に伴う人件費であります。この結果、営業利益は36,961千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第1四半期累計期間において、営業外収益は0千円、営業外費用は29千円を計上しました。営業外費用の要因は、支払利息29千円を計上したことによるものであります。この結果、経常利益は36,932千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第1四半期累計期間において特別損益は発生しておらず、法人税等を132千円計上した結果、四半期純利益は36,800千円となりました。

なお、セグメントについては、当社はA I ソリューション事業（経理A I 事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。当社の研究開発は、独立した専門組織として実施しておらず、またサービス拡充のための通常の開発と区分困難であることから、研究開発費の金額は記載しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	28,264
A種優先株式	1,000
B種優先株式	546
C種優先株式	190
計	30,000

(注) 1. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価として当社A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年6月30日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が11,056株減少し、18,944株となっております。また、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は18,925,056株増加し、18,944,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2023年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2023年8月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,000	4,736,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,000	—	—	(注) 4.
B種優先株式	546	—	—	(注) 4.
C種優先株式	190	—	—	(注) 4.
計	4,736	4,736,000	—	

(注) 1. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価として当社A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,731,264株増加し、4,736,000株となっております。

3. 2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株

式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、及びA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）、並びに普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（但し、C種優先株式につき、株式の分割若しくは併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「C種優先残余財産分配額」という。）を分配する。

2. 前項の分配において、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の総額が、C種優先残余財産分配額の総額に満たない場合には、当社は、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者の持株比率に応じて残余財産を分配する。
3. C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対するC種優先残余財産分配額の分配の後、なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（但し、B種優先株式につき、株式の分割若しくは併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「B種優先残余財産分配額」という。）を分配する。
4. 前項の分配において、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の総額が、B種優先残余財産分配額の総額に満たない場合には、当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者の持株比率に応じて残余財産を分配する。
5. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先残余財産分配額の分配の後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割若しくは併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。
6. 前項の分配において、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の総額が、A種優先残余財産分配額の総額に満たない場合には、当社は、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者の持株比率に応じて残余財産を分配する。
7. C種優先残余財産分配額及びB種優先残余財産分配額並びにA種優先残余財産分配額の分配の後、なお残余財産がある場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、同順位で分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点においてC種優先株式が当会社に取得されることと引き換えに普通株式が交付されるものと仮定した場合にC種優先株式1株当たり交付を受けることができる普通株式の数を乗じた額（少数第二位未満を四捨五入する。）の残余財産を、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点においてB種優先株式が当会社に取得されることと引き換えに普通株式が交付されるものと仮定した場合にB種優先株式1株当たり交付を受けることができる普通株式の数を乗じた額（少数第二位未満を四捨五入する。）の残余財産を、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点においてA種優先株式が当会社に取得されることと引き換えに普通株式が交付されるものと仮定した場合にA種優先株式1株当たり交付を受けることができる普通株式の数を乗じた額（少数第二位未満を四捨五入する。）の残余財産を分配する。

（2）議決権

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主は、当会社の株主総会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

（3）種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

1. A種優先株主は、2020年12月15日以降に限り、以下に定める条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、当会社が当該書面を受領した時にその効力が生じるものとする。
3. 金銭を対価とする取得請求権によるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり400,000円（以下「取得金額」という。）とする。なお、取得金額は、株式の分割若しくは併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整されるものとする（調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
4. 金銭を対価とする取得請求権による取得の請求があった場合、当会社は第2項の書面の受領時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに、取得金額に取得の対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。
5. 前各項の規定は、B種優先株主が保有する金銭を対価とする取得請求権について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは、「B種」と読み替えるものとし、「400,000円」とあるのは「1,100,000円」と読み替えるものとする。ただし、B種優先株主が保有する金銭を対価とする取得請求権は2022年2月20日以降に限り行使できるものとする。
6. 第1項乃至第4項の規定は、C種優先株主が保有する金銭を対価とする取得請求権について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは、「C種」と読み替えるものとし、「400,000円」とあるのは「2,110,000円」と読み替えるものとする。ただし、C種優先株主が保有する金銭を対価とする取得請求権は2023年12月25日以降に限り行使できるものとする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

1. A種優先株主は、いつにても、第2項に定める条件で、その有するA種優先株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を当会社に請求することができる。
 2. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。
- (1) 当初転換価額 当初の転換価額は、1株につき400,000円とする。
- (2) 転換価額の調整
- イ 転換価額は、A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。
- （イ）普通株式につき株式の分割をする場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。

- （ロ）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社の有する当会社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合後発行済普通株式数}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \end{array}$$

- （ハ）調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力発生日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、次の転換価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。また、次の転換価額調整式における「既存株式総数」には、新株予約権、新株予約権付社債、その他当会社の株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の目的たる株式数を含む（いわゆる「ブロードベース加重平均方式」とする。）。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{調整前} & & \\
 \text{転換価} & \times & (\text{既存株式総数} - \text{自己株式数}) \\
 \text{額} & & + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \\
 \text{調整後} & = & \\
 \text{転換価額} & = & \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既存株式総数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{(\text{既存株式総数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}
 \end{array}$$

(ニ) 調整前の転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社を取得される株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）若しくはその他の証券又は当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力発生日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(ホ) 新株予約権の行使により発行される株式（普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当会社に対して取得を請求できる株式を含む。）1株当たりの発行価額（新株予約権の発行に際して払込みがなされた額に行使に際して出資される財産の価額を加えた額を、行使に際して交付される当会社の株式の数で除した金額をいう。以下同じ。）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される1株当たりの発行価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。なお、上記(ニ)と本(ホ)の双方の適用を受ける新株予約権を発行する場合には、調整後の転換価額が低くなる方の規定に従い調整するものとする。

□ 上記イに掲げた事由によるほか、以下の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前(イ)号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 上記イ(ニ)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。

(ニ) 上記イ(ホ)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

ハ 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ニ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(2)号の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

イ 当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付するとき、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付するとき。

ロ 当会社の取締役、監査役（監査役を設置した場合に限る）、従業員又は取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(4) 転換により交付する普通株式の数

A種優先株式の転換により交付する当会社の普通株式の数は次のとおりとする。但し、転換の結果各A種優先株主に対して交付すべき株式の数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

$$\text{転換により交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求をした A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金400,000円）は、A種優先株式につき株式の分割若しくは併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

3. 前各項の規定はB種優先株主が保有する普通株式を対価とする取得請求権について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとし、「400,000円」とあるのは「1,100,000円」と読み替えるものとする。
4. 第1項及び第2項の規定はC種優先株主が保有する普通株式を対価とする取得請求権について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとし、「400,000円」とあるのは「2,110,000円」と読み替えるものとする。

（6）株式を対価とする取得条項

当社は、当会社の普通株式を金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことを決議し、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の定める日をもって、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式及びB種優先株式並びにC種優先株式の全部を取得し、かかる取得と引換えにA種優先株主及びB種優先株主並びにC種優先株主に対し、当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付する普通株式の数その他の条件については、普通株式を対価とする取得請求権の定めを準用する。なお、交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（7）譲渡制限

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。

（2）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権

決議年月日	2023年3月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 10
新株予約権の数（個）※	80 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16 [16,000] (注) 1. 5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	800,000 [800] (注) 2. 5.
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年3月24日 至 2033年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 800,000 [800] 資本組入額 400,000 [400] (注) 5.
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4.

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。なお、発行時から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時は0.2株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未

満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。
- ② 本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。
ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ③ 以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - (i) 2025年3月24日以降2026年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 2026年3月24日以降2027年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
 - (iii) 2027年3月24日以降2028年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
 - (iv) 2028年3月24日以降2029年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
 - (vi) 2029年3月24日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。
- ④ 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により

設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3） 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4） 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年1月1日～ 2023年3月31日	—	普通株式 3,000 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	—	60,000	—	101,280

（5） 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,000 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	普通株式 3,000 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	内容については「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,736	—	—
総株主の議決権	—	4,736	—

- (注) 1. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価として当社A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行うとともに、2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式4,736,000株、議決権の数は47,360個、発行済株式総数の株式数は4,736,000株、総株主の議決権の議決権の数は47,360個となっております。

② 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	603,792	585,075
受取手形及び売掛金	29,297	35,709
その他	24,601	21,986
流動資産合計	657,690	642,772
固定資産		
有形固定資産	23,250	22,540
無形固定資産	50,437	58,293
投資その他の資産	12,681	12,681
固定資産合計	86,370	93,516
資産合計	744,061	736,288
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,741	9,614
未払金	113,582	87,931
未払法人税等	530	132
契約負債	345,436	338,208
その他	73,777	66,699
流動負債合計	544,067	502,586
固定負債		
長期借入金	27,878	24,785
資産除去債務	3,330	3,330
固定負債合計	31,208	28,115
負債合計	575,275	530,701
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	183,983	105,951
利益剰余金	△78,032	36,800
株主資本合計	165,951	202,751
新株予約権	2,835	2,835
純資産合計	168,786	205,586
負債純資産合計	744,061	736,288

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
売上高	267,674
売上原価	90,169
売上総利益	177,504
販売費及び一般管理費	140,542
営業利益	36,961
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
支払利息	29
営業外費用合計	29
経常利益	36,932
税引前四半期純利益	36,932
法人税等	132
四半期純利益	36,800

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
減価償却費	10,841千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年3月23日開催の定時株主総会の決議により、その他資本剰余金を78,032千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることで欠損填補を行っております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

当社は、A Iソリューション事業(経理A I事業)の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	当第1四半期 累計期間
月額課金	247,447
従量課金	18,468
その他	1,757
顧客との契約から生じる収益	267,674
その他の収益	—
外部顧客への売上高	267,674

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純利益	7円77銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	36,800
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	36,800
普通株式の期中平均株式数(株)	4,736,000
(うち普通株式数(株))	3,000,000
(うちA種優先株式数(株))	1,000,000
(うちB種優先株式数(株))	546,000
(うちC種優先株式数(株))	190,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2023年3月23日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 新株予約権の数 80個 (普通株式 16,000株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	1,000株
B種優先株式	546株
C種優先株式	190株

(2) 交換により交付した普通株式数 1,736株

(3) 交付後の発行済普通株式数 4,736株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で株式分割を行っております。また2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年7月18日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,736株
今回の分割により増加する株式数	4,731,264株
株式分割後の発行済株式総数	4,736,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,944,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年7月19日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」については、当該株式分割が期首に行われたと仮定しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

ファーストアカウンティング株式会社

取締役会 御 中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

若山 聡 満

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

山 手 剛

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているファーストアカウンティング株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ファーストアカウンティング株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上